

松山市子ども・子育て支援事業計画(案)について (教育・保育部会)

平成26年8月28日

<今回の検討事項>

事業計画(案)の「第5章幼児期の学校教育、乳幼児期の保育“量の見込み”及び“確保方策”」、「第5章(教育・保育部会該当部分)地域子ども・子育て支援事業の“量の見込み”及び“確保方策”」、国の事業計画基本指針において示されている「任意記載事項等」について

(1) 幼児期の学校教育、乳幼児期の保育について
幼児期の学校教育、乳幼児期の保育の「量の見込み」と「確保方策」

<事務局案>

資料2参照(第5章の教育・保育部分のみを抜粋したもの)

※前回の各委員からのご意見についても反映

【検討項目】

・ニーズ調査結果及び現在の利用状況を勘案した上で、設定した「量の見込み」と「確保方策」の設定量及び設定根拠がそれぞれ適切か。

【対応方針(案)】

→「量の見込み」、「確保方策」について、総合的に勘案して事務局案でよいか

(2) 地域子ども・子育て支援事業(13事業)の「量の見込み」と「確保方策」について
教育・保育部会で審議する5つの事業の「量の見込み」と「確保方策」

＜事務局案＞

資料3参照(第5章の教育・保育部会部分のみを抜粋したもの)

※前回の各委員からのご意見についても反映

【検討項目】

・ニーズ調査結果及び現在の利用状況を勘案した上で、設定した「量の見込み」と「確保方策」の設定量及び設定根拠がそれぞれ適切か。

【対応方針(案)】

→「量の見込み」、「確保方策」について、総合的に勘案して事務局案でよいか

(3) 事業計画における任意記載事項等について

教育・保育部会に該当する、事業計画に記載予定の任意記載事項等部分

＜事務局案＞

資料4参照

【検討項目】

・国が示している事業計画基本指針により、量の見込みと確保方策以外の基本的記載事項及び任意記載事項とされている項目の記載内容が適切か。

【対応方針(案)】

→事務局案でよいか

<部会設置>

○松山市子ども・子育て会議条例第8条第1項の規定に基づき部会を置く。

(1)教育・保育部会

～部会での検討事項～

【事業計画必須記載事項】

- ①学校教育・保育の量の見込み
- ②学校教育・保育の提供体制の確保の内容と実施時期
- ③学校教育・保育の一体的提供および推進に関する体制の確保に関する事項
- ④特定教育・保育施設の利用定員
- ⑤特定地域型保育事業者の利用定員
- ⑥地域子ども・子育て支援事業のうち下記事業の「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」
 - ・利用者支援事業　・一時預かり事業　・延長保育事業　・実費徴収に係る補足給付を行う事業
 - ・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業計画任意記載事項】

- ⑦産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項